

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

佐賀県公安委員会委員長 香 月 道 生

佐賀県公安委員会規則第4号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1の3（第8条の2関係）		別表第1の3（第8条の2関係）	
路線名	区間	路線名	区間
略		略	
県道江口東尾線	略	県道江口東尾線	略
略		県道大木有田線	<u>西松浦郡有田町外尾山字南山原丙1770番1から西松浦郡有田町岩谷川内一丁目2436番1まで</u>
略		略	
県道塩屋大曲線	略	県道塩屋大曲線	略
略		県道蔵宿有田線	<u>西松浦郡有田町南原字西黒川甲935番1から西松浦郡有田町南原字三代橋甲825番1まで</u>
略		略	
県道九千部山公園線	略	県道九千部山公園線	略
		県道伊万里有田線	<u>西松浦郡有田町岩谷川内三丁目2443番12から西松浦郡有田町桑古場字桑古場乙2268番2まで</u> 西松浦郡有田町南原字穂波尾甲1159番1か

改正前		改正後	
			ら西松浦郡有田町岩谷川内一丁目2439番 8 まで
略		略	
市道坂井中線	略	市道坂井中線	略
		市道鍋島駅南13号 線	佐賀市鍋島町大字八戸字上深町3037番 3 から佐賀市鍋島町大字八戸字上深町3050番まで
		市道鍋島駅南14号 線	佐賀市鍋島町大字八戸字上深町3064番 1 から佐賀市鍋島町大字八戸字上深町3055番まで
		市道鍋島駅南16号 線	佐賀市鍋島町大字八戸字上深町3064番 1 から佐賀市鍋島町大字八戸字上深町3055番まで
		市道鍋島駅南17号 線	佐賀市鍋島町大字八戸字上深町3071番から佐賀市鍋島町大字八戸字上深町3048番まで
略		略	
市道貨物駅線	略	市道貨物駅線	略
		市道大刀洗・立石 線	鳥栖市立石町字一殿給128番 6 から鳥栖市立石町字日渡334番 1 まで
略		略	
町道千夫・長野線	略	町道千夫・長野線	略
		町道多々良元・穂 波ノ尾線	西松浦郡有田町南原字穂波尾甲1159番 1 から西松浦郡有田町南原字西黒川甲935番 1 まで
臨港道路	略 伊万里市黒川町塩屋222の 1 先から伊万里	臨港道路	略 伊万里市黒川町塩屋222の 1 先から伊万里

改正前		改正後	
	市塩屋字七ツ島 5 の48まで		市塩屋字七ツ島 5 の48まで 伊万里市山代町楠久津字新田178番 2 から 伊万里市山代町久原字原1636番109まで 伊万里市山代町楠久929番67から伊万里市 瀬戸町字豊瀬2356番79まで
略		略	

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。